

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

【法】義務基準

現行

- ・ 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

- <標準的な建築物>
 - ・ (便所を設ける階において) 当該階に1箇所以上※設ける。
 - <小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)
 - ・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。
 - <大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)
階の床面積が
 - ・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
 - ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。
- ※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

【条例】義務基準・指定施設整備基準

■義務基準

現行

- ・ 建築物に1箇所以上を設ける。

■指定施設整備基準

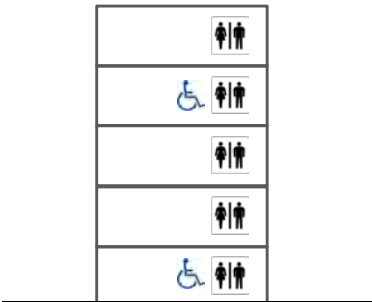
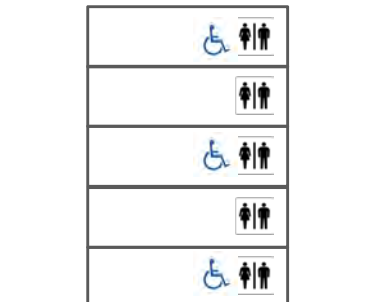
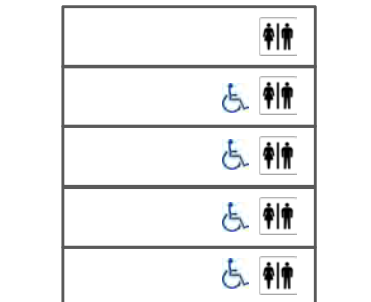
現行

- ・ 同上

条例・規則も設置数を引き上げる必要がある

見直し方針（義務基準）に基づく車椅子使用者用便房の設置イメージ

（１）「小規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

見直し方針（義務基準）に基づく車椅子使用者用便所の設置イメージ

（２）「大規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000m²/階 	50,000m²/階 	70,000m²/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000m ²	150,000m ²	210,000m ²
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

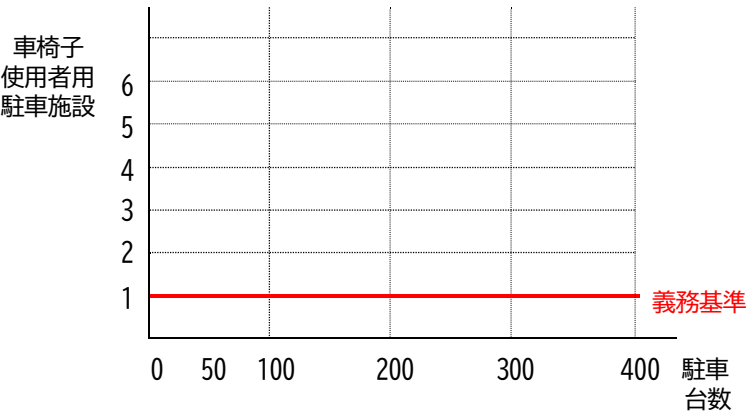
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

【法】義務基準

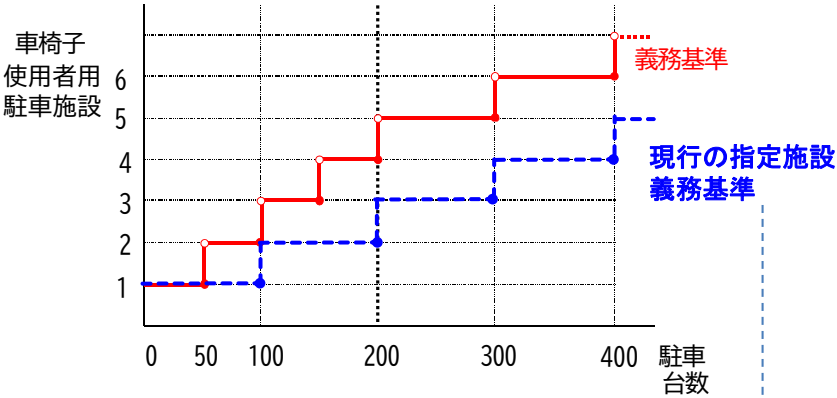
現行

・ **1台以上**を設ける。



見直し案

- ・ **200台以下**の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ **201台以上**の場合、**1% + 2台以上**を設ける。



【条例】義務基準・指定施設整備基準

■義務基準

現行

- ・ **1台以上**を設ける。
- ・ 総台数101台以上（機械式除く）の場合 **1%以上**設ける。

■指定施設整備基準

現行

- ・ 同上

条例・規則も設置数を引き上げる必要がある

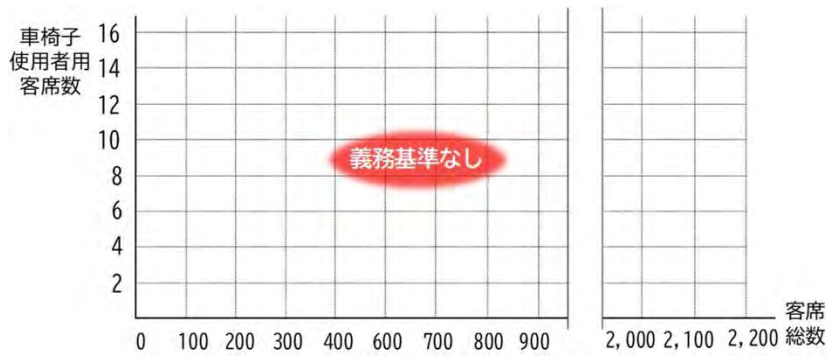
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し方針と条例

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、客席の総数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

【法】義務基準

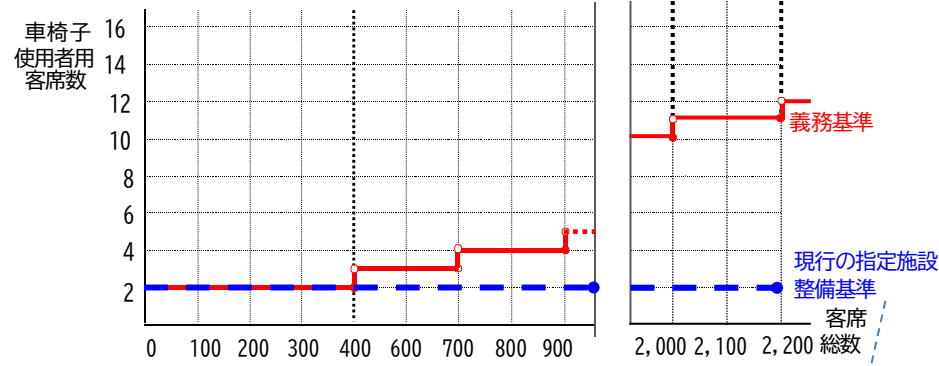
現行

- 基準なし



見直し案

- 400席以下の場合、2席以上を設ける。
 - 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。
- ※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



【条例】義務基準・指定施設整備基準

義務基準

現行

- 基準なし

指定施設整備基準

現行

- 2席以上

条例・規則も設置数を引き上げる必要がある